

介護予防・日常生活支援総合事業 事業者指定基準要綱制定にかかる意見公募について

1. 要綱制定の趣旨

平成27年4月から介護保険法が改正され、要支援者が利用する介護保険サービス（予防給付）のうち訪問介護と通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組みができる介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行することとなった。

神戸市では、総合事業を平成29年4月から開始する予定で、事業者指定が必要なサービスについて、人員、設備、運営の基準を要綱で制定する。

2. 要綱（案）の概要

（1）対象となるサービス

- ・（仮称）介護予防訪問サービス（現行の介護予防訪問介護から移行）
 - *入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話
- ・（仮称）生活支援訪問サービス
 - *掃除、買い物支援、調理、洗濯等の生活支援サービス
- ・（仮称）介護予防通所サービス（現行の介護予防通所介護から移行）
 - *入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

（2）指定基準の概要

- ・厚生労働省令に準拠した内容

（（仮称）介護予防訪問サービス、（仮称）介護予防通所サービスに適用）

	訪問サービス	通所サービス
人員基準	管理者 訪問介護員 （初任者研修等修了者等） サービス提供責任者 （介護福祉士等）	管理者 生活相談員（介護福祉士等） 介護職員 機能訓練指導員（理学療法士等） 看護職員（看護師・准看護師）
設備基準	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画、サービスの提供に必要な設備及び備品等	食堂・機能訓練室（面積基準あり） 事務室、相談室、消火設備等
運営基準	計画に沿ったサービスの提供、運営規程、衛生管理等 事故発生時の対応 等	

- ・「神戸市介護予防サービス事業者の指定の基準、指定介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」で現行サービスに対して定めている内容を適用

暴力団の排除、書類の保存期間、人権の擁護・虐待の防止に係る研修の実施 等

・神戸市総合事業として新たに加える基準

○（仮称）介護予防通所サービス事業者の目標設定・実績評価

事業者は、利用者の状態の維持改善に関する目標設定や実績評価のレポートを提出するとともに目標達成に努めることとする。

○（仮称）生活支援訪問サービスでの人員基準

従事者は、介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、一定の研修受講者とする。

○公示

事業者の指定、指定取消などを行ったとき、事業の廃止届があったときは、これを公示する。

○指定期間

総合事業の申請者が、訪問介護・通所介護を一体的に運営している場合は、総合事業の指定期間は当該訪問介護・通所介護の指定期間とする。

3. 意見公募手続

(1) 実施理由

指定基準要綱は、審査基準にあたることから、行政手続条例により意見公募手続が必要なため。

(2) 意見募集期間（予定）

平成28年11月4日(金)から平成28年12月3日(土)まで

(3) 要綱の施行予定

平成29年1月1日